

ビタミンM No.141

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2023年12月号)

<今月のトピックス>

- ・「年収の壁」対策、配偶者手当見直し検討の促進
- ・年収130万円を超えても扶養内？
～事業主証明による被扶養者認定～

「年収の壁」対策、配偶者手当見直し検討の促進

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

2023年9月に公表された「年収の壁・支援強化パッケージ」の中で、年収の壁への対策の一つとして「企業の配偶者手当の見直しの促進」があります。人材確保や女性の活躍推進の為、手当について見直しを検討するよう推し進めています。

● 配偶者手当と年収の壁との関係

配偶者のいる女性パートタイム労働者の21.8%は、税制、社会保障制度、配偶者の勤務先で支給される「配偶者手当」などを意識し、その年収を一定額以下に抑えるために就労時間を調整する「就業調整」を行っています。

「就業調整」は、パートタイム労働をしている女性の能力発揮の妨げとなるとともに、他の労働者の負担増などの影響を生じさせていると考えられます。

● 配偶者手当の見直しフローチャート

Step1	賃金制度・人事制度の見直し検討に着手	【見直し内容の具体例】 ・配偶者手当の廃止(縮小) + 基本給の増額 ・配偶者手当の廃止(縮小) + 子ども手当の増額 ・配偶者手当の廃止(縮小) + 資格手当の創設 ・配偶者手当の収入制限の撤廃 など
Step2	従業員のニーズを踏まえた案の策定	アンケートや各部門からヒアリングを行い、自社にあった案に絞り込んでいく
Step3	見直し案の決定	【決定の過程での留意点】 ・労使での丁寧な話し合い ・賃金原資総額の維持 ・必要な経過措置
Step4	決定後の新制度の丁寧な説明	見直しの影響をうける従業員に丁寧な説明を行い、新制度を従業員の満足度向上につなげましょう

厚生労働省は、企業の実情も踏まえて労使で真摯な話し合いを進めることを希望しています。

「年収130万円を超えても扶養内？」～事業主証明による被扶養者認定～

被扶養者認定基準である年収130万円を超えても事業主の証明があれば扶養内に留まると聞きましたが、上限はあるのでしょうか。



①

今回の措置は、人手不足による労働時間延長等に伴う「**一時的な収入変動**」である旨の事業主の証明によって、円滑な被扶養者認定を図るものですが、「**一時的な収入変動**」の具体的な上限額については、仮に上限を設けた場合、当該上限が新たな「**年収の壁**」となりかねない、また一時的な事情によるものかどうかは収入金額のみでは判断が困難であるなどの理由から**具体的な上限額は設けられていません**。

なお、今回の措置は2023年10月20日以降の被扶養者認定及び被扶養者の収入確認において適用されます。



②

なるほど。上限はないんですね。
では「**一時的な収入変動**」として、どのようなものが認められるのでしょうか。



③

一時的な収入増加の要因としては、主に残業手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定されます。

【一時的な収入変動の例】

- ・他の従業員が退職や休職したことにより、当該従業員の業務量が増加
- ・受注が好調だったり、突発的な大口案件が入ったことにより、事業所全体の業務量が増加
など

一方、基本給の昇給や、恒常的な手当の新設など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。



④

今回の措置については「**連続2回**」が上限のようですが、具体的にどのように「**1回**」「**連続2回**」と数えるのでしょうか。



⑤

新たに被扶養者を認定する場合を含む被扶養者の収入確認に当たって、事業主の証明を用いて一時的な収入変動である旨を保険者が確認した場合には、「**1回**」と数えます。
収入確認を年1回実施する場合は、「**連続2回**」とは連続する2年間の各年における収入確認において事業主の証明を用いることが「**連続2回**」になります。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。

また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kor@nkgr.co.jp」に「**事業所名・お名前・メール配信希望**」をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kor@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2023.11.20

NK-GROUP
イラスト協力: WANPUG